

別表－ 2 再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	台. 1. 上野・御徒町駅周辺地区 約 44.2ha (台東区中部)	台. 2. 浅草駅周辺地区 約 5.0ha (台東区東部)	台. 3. 浅草六区・国際通り地区 約 11.0ha (台東区中部)
a 地区の再開発、 整備等の主たる 目標	拠点機能の充実のため、公共施設の整備と土地の高度利用を促進し、商業、業務、サービス、文化機能の集積を図りながら、住環境と調和した、安全で快適な魅力ある市街地を形成する。	拠点機能の充実、繁華街の活性化を図るため土地の高度利用を促進し、商業、業務、サービス施設及び都市型住宅の整備を図る。	拠点機能の充実、繁華街の活性化を図るため、土地の高度利用を進め、商業、娯楽、サービス機能の導入整備を図る。
都市づくりビジョン の位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度 に関する基本的 方針、その他 の土地利用 計画の概要	両駅の周辺は、商業、業務の高度集積地として、土地の高度利用を促進する。 官公庁集積地では、機能充実・再整備を進める。	駅周辺の街区は、商業系の利用を図り、他は低層部を商業、高層部を住宅とする。	商業、娯楽、サービス等の用途配置と土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新 の方針	敷地規模の拡大を図り、高層建築物とオープンスペースを整備する。	共同建替えにより、大規模建築物とオープンスペースを整備する。	共同化等により、大規模建築物とオープンスペースを整備する。
d 都市施設及び 地区施設の 整備の方針	上野駅周辺では、歩行者専用道、交通広場とその接続道路、駐車場等の整備を図る。 御徒町駅周辺では、交通広場、歩行者空間の整備を図る。	浅草3駅の連絡施設、区画道路、駐車場等の整備を図る。	駐車場、区画道路等の整備を図る。
e その他 1公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発諸制度 4関連事業 (都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ	1 公共側は、歩行者専用道、交通広場、道路の統廃合等公共施設を整備し、民間は共同建替え等により、建築物を整備する。 2 市街地再開発事業 土地区画整理事業(完了) 3 特定街区(決定済) 4 駐車場整備事業(完了) 地区計画(決定済) 歩行者専用道(完了) 都心交通改善事業(完了) 交通広場整備事業(完了) 都市計画道路 放射8号線(予定) 5 歩行者専用広場整備(完了)	1 公共側は、駅施設整備の促進、区画道路等を整備し、民間は共同建替え等により建築物を整備する。 2 市街地再開発事業 4 駐車場整備事業(完了)	1 民間中心の再開発を進め、公共は再開発の誘導策の充実を図る。 2 市街地再開発事業 3 特定街区(決定済) 高度利用地区(決定済) 4 都市高速鉄道 常磐新線(つくばエクスプレス)(完了) 自転車駐車場整備事業(完了) 地区計画(決定済)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	台. 6. 蔵前二丁目地区 約 7.0ha (台東区南部)	台. 11. 谷中二・三・五丁目地区 約 28.7ha (台東区西部)	千. 35. 台. 13. 秋葉原・神田地域 約 157.0ha (千代田区北東部、台東区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設整備と併せて周辺市街地の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路、公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上を図る。また、古くからの住宅地としてのたたずまいの良さをいかした住環境の保全・整備を進める。	秋葉原駅周辺において、大規模低未利用地の土地利用転換等により、電気街と連携した世界的なIT関連産業拠点を形成する。 神田地域において、建築物の更新に併せた市街地の再編整備により、東京駅周辺等の都市機能とも連携する多様な魅力を持ったにぎわいのある安全で快適な複合市街地を形成する。
都市づくりビジョンの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	国際ビジネス交流ゾーン (台東区は、中枢広域拠点域)
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	下水処理施設とそのカバー部に公園を配置するとともに周辺市街地の不燃化を促進する。	内部市街地については、災害に強く、快適な住環境を備えた良好な低中層住宅地の形成を目指し、地区外周の幹線道路沿道では、住宅と商業の調和のとれた土地利用を図る。また、地区中央を縦断している崖線に沿って分布する斜面緑地の保全を図る。	秋葉原地域においては、IT関連産業など新しい産業機能の導入及びこれと連携する商業・業務・交流機能を強化する。 神田地域においては、住宅と商業・業務施設が共存する中高層の複合市街地の形成を目指し、壁面の位置の制限等を定め、都心にふさわしい街並みの形成と、市街地の更新を促進する。 震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。
c 建築物の更新の方針	建築物の不燃化更新を促進する。	住宅市街地総合整備事業(密集型)等により、個別の建替えが困難な箇所では、共同・協調建替えの誘導を進め、不燃化を図るとともに、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。また、主要生活道路・防災区分画道路沿道での建替えの促進を図る。	神田地域においては、歴史・文化を伝える街並み形成や、学生街等のにぎわい・回遊性の向上に資する都市開発事業を促進する。 都市開発事業における建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を誘導する。 都市開発事業において、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導する。 都市開発事業において、備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	下水処理施設とそのカバー部に公園を整備する。	地区内の主要生活道路・防災区分画道路及び公園・防災広場の整備を図る。	駅周辺の回遊性を高めるため歩行者ネットワークを充実・強化する。 保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 神田川・日本橋川沿川においては、水辺の環

			境を生かすよう配慮した都市開発事業を促進する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審判制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 公共側が公共施設を整備し、不燃建築物の整備は民間により進める。 4 都市計画道路 放射 14 号線 都市計画公園 第 7・8・16 号隅田川公園 5 都市防災不燃化促進事業 (完了)	1 住宅市街地総合整備事業 (密集型) を活用し、公共は道路、公園等の整備を図る。民間は建替促進助成を活用し、建築物の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 92 号線・補助 178 号線・補助 188 号線 5 住宅市街地総合整備事業 (密集型) (事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 地域主体のエリアマネジメント組織等による公的空間の管理・運営により地域の活性化を推進する。 4 地区計画 (一部決定済) 6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域